

第2版

特別支援学級担任のための 教育課程ハンドブック



平成31年3月 改訂

京都府総合教育センター

目 次

1	特別支援教育の理念とインクルーシブ教育システム	1
2	特別支援学級とは	3
3	特別支援学級の対象	4
4	特別の教育課程編成	
	(1) 基本的な考え方	5
	(2) 自立活動	7
	(3) 各教科等を合わせた指導	8
5	特別支援学級の教育課程編成の手順	9
資料1	実践紹介のページ	10
6	交流及び交流学习	12
資料2	特別支援学級担任の調査研究	13



1 特別支援教育の理念とインクルーシブ教育システム

★特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

文部科学省初等中等教育局 「特別支援教育の推進について（通知）」

「障害者の権利に関する条約」の批准により
『インクルーシブ教育システム』の構築へ・・・

基礎的
環境整備

合理的
配慮

★インクルーシブ教育システムと特別支援教育

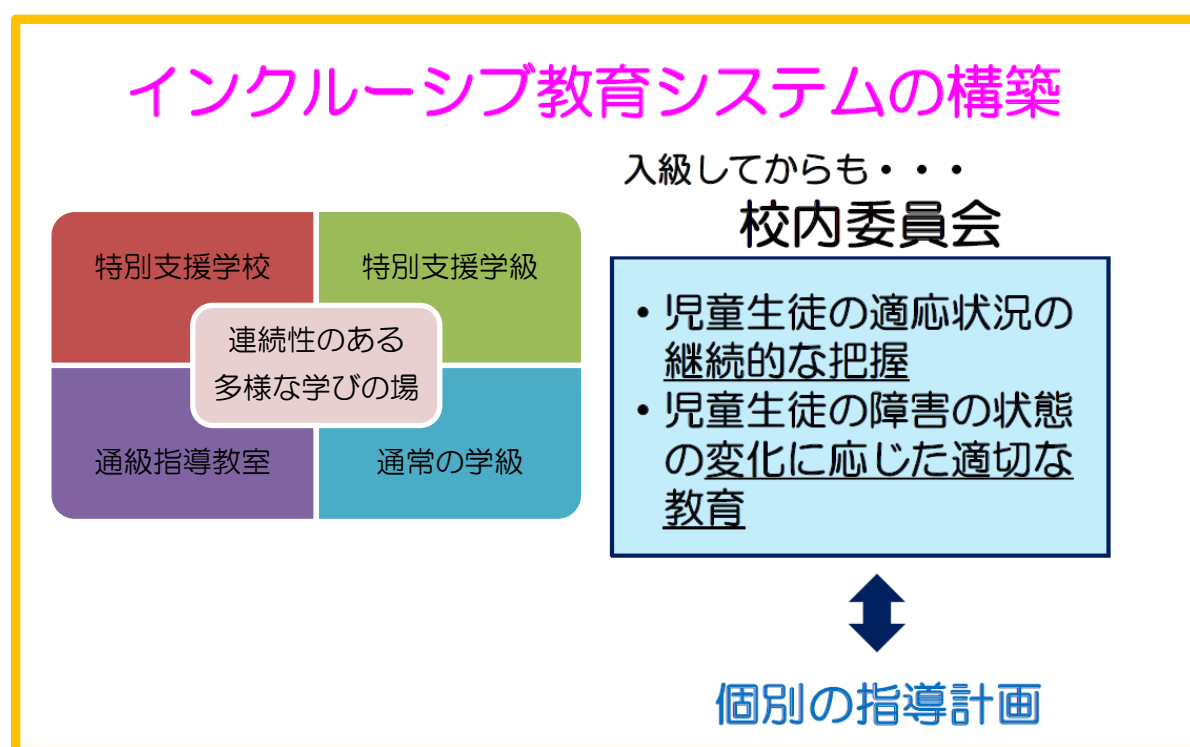
特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要です。

- ①障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ②障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。

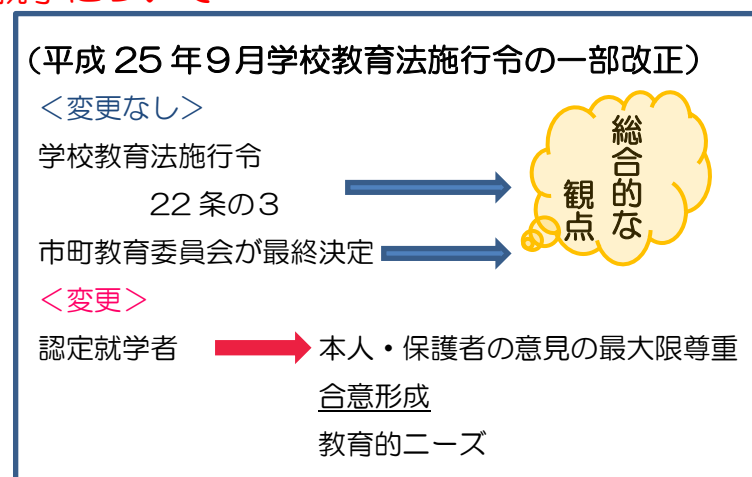
インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に應える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小学校、中学校及び義務教育学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となります。

子どもたちの教育的ニーズに応じた指導が充実するよう校内を見渡し、特別支援学級が中核を担って校内の支援体制を整備することが求められます。

参照：平成24年7月中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」



★就学について



特別支援教育の制度



2 特別支援学級とは

特別支援学級は、小学校、中学校及び義務教育学校に設置される学級です。障害があるため、通常の学級では適切な教育を受けることが困難な児童生徒のために少人数で編制されます。児童生徒の障害の状態等に応じて、適切な配慮のもとに児童生徒の実態に応じた教育を実施します。

小学校及び中学校の学習指導要領では、特別支援学級について、「指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」（小学校学習指導要領第1章総則第4の2の（1）、中学校学習指導要領第1章総則第4の2の（1））と規定されており、障害のある児童生徒への効果的な指導を行うために、積極的に教職員間の連携を図ることが必要です。

- ・ 障害があるため、通常の学級では適切な教育を受けることが困難な児童生徒のために、特別に編制された少人数の学級
- ・ 小学校、中学校及び義務教育学校に設置
- ・ 児童生徒の障害の状態等に応じて、適切な配慮のもとに児童生徒の実態に応じた教育の実施

※特別支援学級に関する規定は、学校教育法第81条に示されています。

そのポイントは・・・

- ★ 障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。
- ★ 次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
 - 1 知的障害者
 - 2 肢体不自由者
 - 3 身体虚弱者
 - 4 弱視者
 - 5 難聴者
 - 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

自閉症・情緒障害及び言語障害の
設置はこの項によります。

※通級指導教室については別途「改訂第3版障害に応じた通級による指導の手引」
（文部科学省編著）参照

3 特別支援学級の対象

特別支援学級の対象となる児童生徒の障害の種類及び程度は、通知により以下のように示されています。

区分	障害の程度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱者及び身体虚弱者	①慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも ②身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害者	①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

※平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

それぞれの障害に配慮した適切な教育を行います。



4 特別の教育課程編成

(1) 基本的な考え方

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による障害のある児童生徒を対象とする学級であるため、対象となる児童生徒の障害の種類、程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま運用することが必ずしも適当でない場合があります。

学校教育法施行規則第138条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、**特別の教育課程**によることができる。

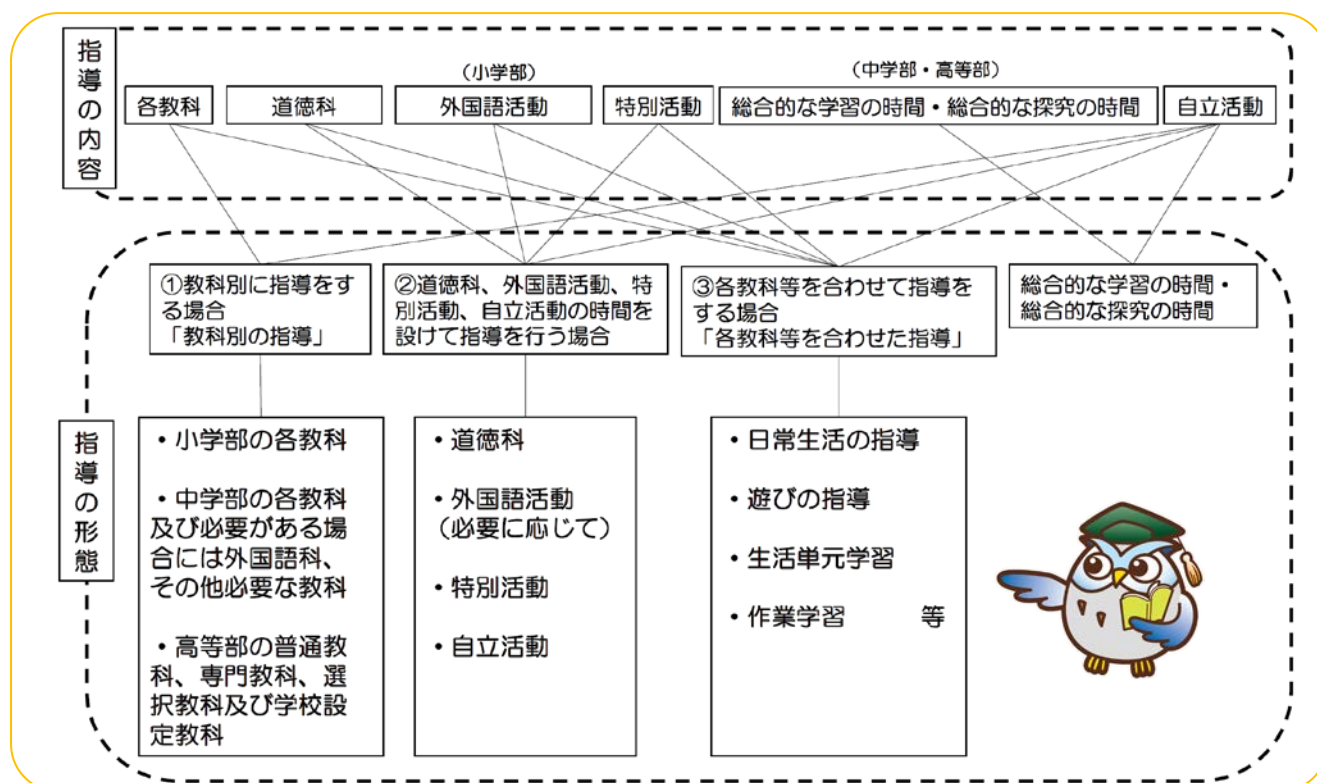
この場合も学校教育法に定める小学校及び中学校の目的及び目標を達成するものでなくてはなりません。

特別の教育課程編成についてまとめると・・・

- ①特別支援学級においては、特に必要がある場合、**特別の教育課程**によることができる。
- ②特別の教育課程を編成する場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として、次のことなどにより、実情に合った教育課程を編成する。
 - ・「自立活動」を取り入れる。
 - ・各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える。
 - ・知的障害特別支援学校の各教科に替える。

上記のほか、「各教科等を合わせた指導」の形態による指導を行うことができます。

知的障害教育の教育課程の二重構造



知的障害のある児童生徒の教育については、児童生徒の障害の状態に即した指導を進めるために、各教科等、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動のそれぞれの時間を設ける場合と、各教科等の一部又は全部を合わせた授業（各教科等を合わせた指導）を適宜組み合わせ、指導を行う場合があります。

※学校教育法施行規則第 130 条の2 参照

例えば・・・

小学校知的障害特別支援学級週程表の例

	月	火	水	木	金
	朝の活動				
1	日常生活の指導				
2	自立活動				
3	国語	算数	国語	算数	国語
4	音楽	体育	生活	体育	音楽
	給食、掃除				
5	道徳	生活単元学習	総合的な学習の時間	図画工作	生活単元学習
6					
	帰りの活動				

(2) 自立活動

自立活動の目標

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達
の基盤を培う。

自立活動の内容

学習指導要領では6つの区分の下にそれぞれ3～5の項目(27項目)を示しています。

1 健康の保持

- ・生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- ・病気の状態の理解と生活管理に関する事
- ・身体各部の状態の理解と養護に関する事
- ・障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- ・健康状態の維持・改善に関する事

2 心理的な安定

- ・情緒の安定に関する事
- ・状況の理解と変化への対応に関する事
- ・障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

3 人間関係の形成

- ・他者とのかかわりの基礎に関する事
- ・他者の意図や感情の理解に関する事
- ・自己の理解と行動の調整に関する事
- ・集団への参加の基礎に関する事

4 環境の把握

- ・保有する感覚の活用に関する事
- ・感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
- ・感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
- ・感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事
- ・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

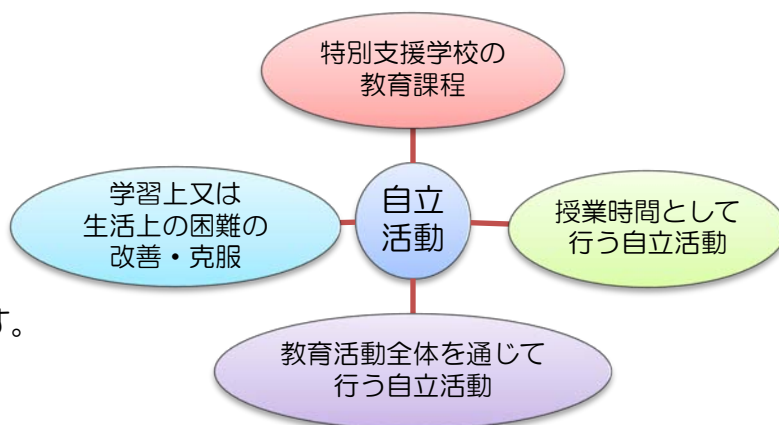
5 身体の動き

- ・姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
- ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
- ・日常生活に必要な基本動作に関する事
- ・身体の移動能力に関する事
- ・作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

6 コミュニケーション

- ・コミュニケーションの基礎的能力に関する事
- ・言語の受容と表出に関する事
- ・言語の形成と活用に関する事
- ・コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
- ・状況に応じたコミュニケーションに関する事

障害のある児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において、様々なつまずきや困難が生じることから、心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えず、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。



(3) 各教科等を合わせた指導

「各教科等を合わせた指導」は、知的障害のある子どもの教育の独自の指導形態であり、知的障害の特性を踏まえた効果的な指導です。児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとされています。

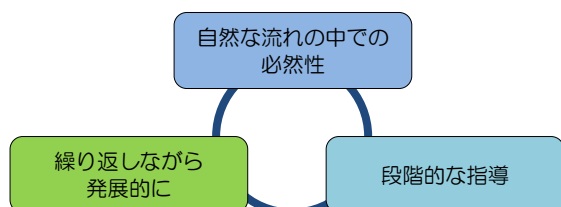
障害のある児童生徒は、学習によって得た知識が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功体験が少ないことなどにより、主体的に取り組む意欲が十分に育っていないこと、実際的な生活体験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要です。

「各教科等を合わせた指導」では、一人一人の児童生徒の実態に即して、選択・組織された指導内容に沿って目標を設定します。各教科等の相互の関連を図りながら、系統的、発展的に学習を展開し評価を進める必要があります。

日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習の指導形態として実施されてきています。

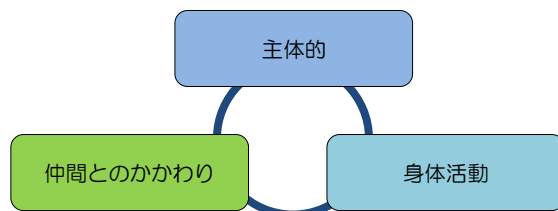
日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を計画的に指導する指導の形態



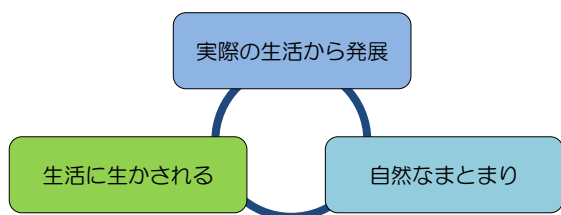
遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していく指導の形態



生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習する指導の形態



作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する指導の形態

取り扱われる作業の種類

農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング、事務、販売、清掃、接客等多種多様

5 特別支援学級の教育課程編成の手順

特別支援学級の教育課程編成については、次のような手順が考えられます。
児童生徒の実態を把握し、個に応じた教育課程を編成することが大切です。

1 実態把握

- ・児童生徒一人一人の障害の状態や特性、発達等の実態を把握します。生活の様子、コミュニケーション力、興味・関心、得意な面等幅広い観点で総合的に把握していきます。

2 教育目標の設定

- ・学校の教育目標に沿って設定します。
- ・児童生徒の課題を明確にし、学級全体の目標と共に、児童生徒一人一人の個別の目標を設定します。

3 教育内容の組織化

- ・児童生徒一人一人の教育目標を達成するために必要となる教育内容を明らかにします。
- ・発展的、系統的な指導ができるよう指導内容を配列し組織します。

4 指導計画の作成

- ・児童生徒一人一人の教育内容に即して、教科別、領域別指導の内容を明らかにします。
- ・知的障害のある児童生徒を指導するにあたって、各教科等を合わせて指導を行う場合には、指導の内容を明らかにします。
- ・年間授業時数との関連において、指導の形態ごとの配当時間を決めます。

5 週時程表の作成

- ・児童生徒の実態に合わせて、指導の形態ごとの時数、学習内容に応じた時間配当、交流及び共同学習等を考慮して週時程表を作成します。交流学級担任及び教科担任とも時間割の設定について相談が必要です。

PDCAサイクルで実践し、児童生徒に合わないと感じた場合は修正して、児童生徒の教育的ニーズに合う教育課程をつくりあげましょう。

資料 1 ～実践紹介のページ～

平成 25・26 年度京都府総合教育センター研修講座

実践発表事例を参考として作成



国語科

単元名「劇遊びをしよう～へんしんとんねる～」 (10 時間／毎週 4 時間)

子どもの実態：小学校 1・2・3 年生（4 名）

- ・促すと 2～3 語文で自分の要求を伝えることができる。
- ・指導者を介して友だちと関わることができ始めている。



目標

- ・場面の様子をイメージしながら、楽しんで劇遊びをしようとする。
- ・せりふをことばとしてとらえ、読んだり言ったりすることができる。

<指導計画のポイント>

- ・筋が簡単で繰り返しがあがり、ストーリーの展開が面白い物語を選択し、場面の变化に関心をもって劇遊びができるように工夫する。
- ・視覚教材を活用することで、絵人形に注目させながら効果的に場面理解を図る。
- ・劇を創り上げていく過程を通して、演じる楽しさを味わい、自己肯定感を味わわせる。

<指導内容の設定>

イメージする

- ・絵を手がかりにして、どんな場面でどんな動きをしているのかをイメージする。

せりふを言う

- ・場面の様子をとらえることで、工夫してせりふ表現する。

友だちと学び合う

- ・動きやせりふのやりとりを通して友だちの動きやことばに注目する。

生活単元学習

単元名「梅を使って」 (20 時間)

子どもの実態：小学校 1・2・5 年生（3 名）

- ・体験的な活動を好む。
- ・体の左右のバランスが不安定であり、体の左側の操作が難しい。
- ・10 以上の数の概念や季節や曜日を答えるのが難しい。

目標

- ・身近な体験と季節を結び付けて理解をすることができる。
- ・体の両側を使って活動をすることができる。



<指導計画のポイント>

- ・実態を捉えるとともに、課題を把握する。
- ・身近な経験と季節を結び付けた活動を設定し、季節を体感したり理解したりできるようにする。
- ・繰り返しの活動の中で経験を積み、できることを増やす。
- ・活動の中で、数を数えたり、体の左側を使ったりする活動を自然な形で設定する。

<指導内容の設定>

梅の収穫

- ・梅が収穫できるのは春であることを知る。
- ・梅を拾い、へたを取る作業をする。
- ・梅シロップや梅干しを作る。

招待会をする

- ・保護者を招いて作ったものを一緒に味わう。

自立活動

単元名「かみかみ」
(34 時間／週 1 時間)

子どもの実態：小学校 1 年生（1 名）

- ・ 擬音や擬態語で話しかけると意図が伝わりやすい。
- ・ 食べ物の咀嚼力が弱く、食べ物を噛まずに飲み込んでしまう。

目標

- ・ 給食のパンを噛みちぎることができる。

自立活動の内容で整理

○実態を区分に即して整理・・・1 健康の保持 ・ 5 身体の動き

○目標を達成するために必要な項目の設定

1・・・(5) 健康状態の維持・改善に関すること

5・・・(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること



<指導計画のポイント>

- ・ 実態を的確にとらえること
- ・ 自立につながる内容にすること
- ・ 児童の興味・関心が強いことや好きなことを指導に取り入れること
- ・ スモールステップを基本にして授業を組み立てること
- ・ 保護者と連携を図って内容を設定すること

<指導内容の設定>

①するめを噛む

②干しいもやドライフルーツを噛みちぎる

見る

・ 歯を使うしぐさを見る。

確認

・ 鏡で自分の口元を確認する。

噛む

・ 「かみかみ」の言葉がけに合わせて噛む。

※他の活動と組み合わせて実施

自立活動の具体的な内容設定について

子どもの実態把握をする

指導目標を立て、達成するために必要な項目を選定

設定した項目を関連付け、具体的な指導内容を設定

自立活動は、個々の児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することが目標です。そのため、必然的に一人一人の指導内容や指導方法が異なり、授業時数についても個々の児童生徒の障害の状態に応じて適切に定めることとなります。

個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別に児童生徒の目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画により指導を行うこととなります。

6 交流及び共同学習

豊かな
人間性

教科等の
ねらいの
達成

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。そのためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。

小・中・高等学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されています。

交流及び共同学習は、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動において、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この側面が一体としてあることをより明確に表したものです。

交流及び共同学習は、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、共生社会の形成に役立つものと言えます。

通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習における留意点

- 障害のある児童生徒がそれぞれの活動場所（交流学級と特別支援学級）で所属意識をもつことができるよう工夫する。
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒、双方の児童生徒に対して事前にねらいを明確にしておく。
- 交流及び共同学習を円滑に進めるには、事前に時間割を整えておく必要がある。そのためには、全校の時間割を特別支援学級の事情を考慮しながら決定する。

ねらいを明確にし、充実した「共に学ぶ場の設定」を追求しましょう。

同学年との
教科の共同学習

他学年との
教科の共同学習

同学年又は他学年との
給食や掃除交流学習

※交流及び共同学習の事例については「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省）参照

このハンドブックはダイジェスト版です。もっと詳しく学びたい方は、京都府総合教育センター研修講座やホームページ資料を御活用ください。



資料2 特別支援学級の調査研究

特別支援学級の担任が抱える課題として、特別支援学級の担任は通常の学級担任からなるということが多いため、児童生徒に合わせた教育課程編成についての発想や経験が少ないことや、校内で「各教科等を合わせた指導」について相談をしたり研究を進めたりという体制がなかなかとれないこと等が考えられます。

そこで、当センターでは、特別支援学級の現状をつかんで、課題を明確化する調査研究を実施しました（平成26年度実施）。

特別支援学級の教育課程について実態を把握し、情報を発信することで、特別支援学級の担任の教育課程に対する意識を高め、児童生徒の実態に合わせた教育課程編成の考え方を広めること、児童生徒の教育的ニーズに合わせた教育課程編成を追求することで、特別支援学級担任の幅広い授業力の向上につなげることを目的としました。

ここに実施したアンケート調査の結果をまとめます。

1 アンケート調査の実施について

(1) アンケート調査の目的

府内の小・中学校特別支援学級担任にアンケート調査を行うことにより、学級担任が教育課程及び各教科等を合わせた指導について、どのような課題を感じているのか現状を把握し、今後の実践につなげる。

(2) アンケート調査の対象及び方法

ア 調査対象者・数

府内小・中学校特別支援学級担任 509名

イ 調査方法

- ・ 質問紙法によるアンケート調査（A3版表裏記入）
- ・ 各小・中学校特別支援学級設置校長に、文書にてアンケート調査の趣旨説明を行い、特別支援学級担任に回答を依頼
- ・ 回収は各校から各市町（組合）教育委員会へ、各市町（組合）教育委員会から各教育局を通じ、京都府総合教育センターへ提出

ウ 調査時期

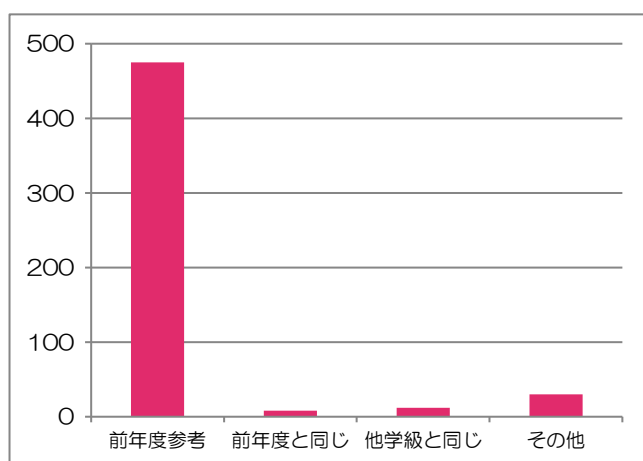
平成26年4月配付 平成26年5月に507名、平成27年1月に2名回収
回収率 100%（509/509名）

(3) アンケートの内容

内容	詳細
学級担任や学級に関わる基礎データ	・担任する特別支援学級について ・担任の経験年数等について
教育課程の編成について	・学級の教育課程編成の確定について ・学級の教育課程編成において参考としているもの ・教育課程の編成にあたっての課題
「各教科等を合わせた指導」について	・「各教科等を合わせた指導」の実施の有無とその理由 ・「各教科等を合わせた指導」の実施において大切にしている視点 ・「各教科等を合わせた指導」の実施における課題 ・「各教科等を合わせた指導ガイドブック」の活用について

2 アンケート調査の結果について

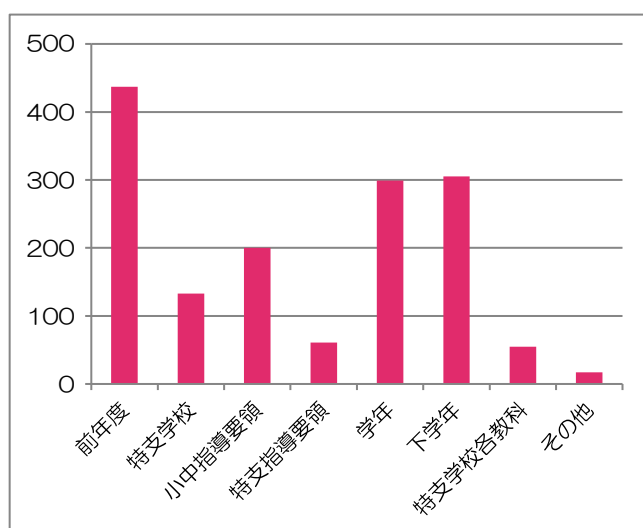
(1) 学級の教育課程編成はどのようにして確定しますか。



前年度の教育課程を参考に子どもの実態に合わせて作る」が圧倒的多数

- ・モデルとする教育課程が欲しい。
- ・子どもの実態を踏まえた教育課程の編成へとつなげる必要性を感じている。

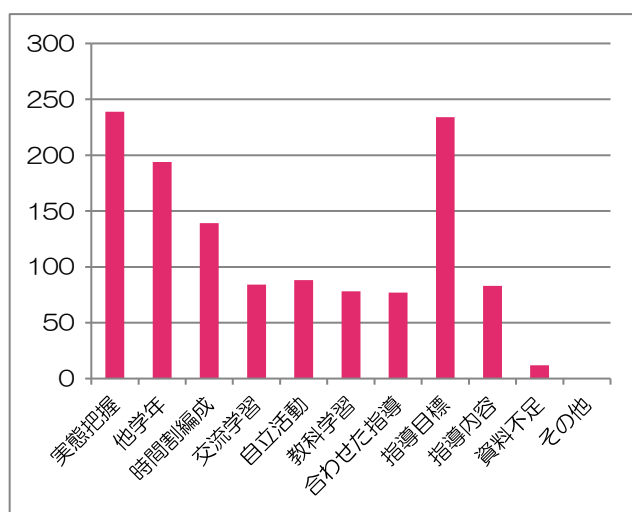
(2) 学級の教育課程編成において、参考としているのは何ですか。（複数回答）



「前年度」や「学年・下学年」の目標・内容を参考にしていることが多い。

- ・各教科の目標や内容を児童生徒に合わせて参考にすることが多い。
- ・教科学習を指針として考えている様子が見られる。

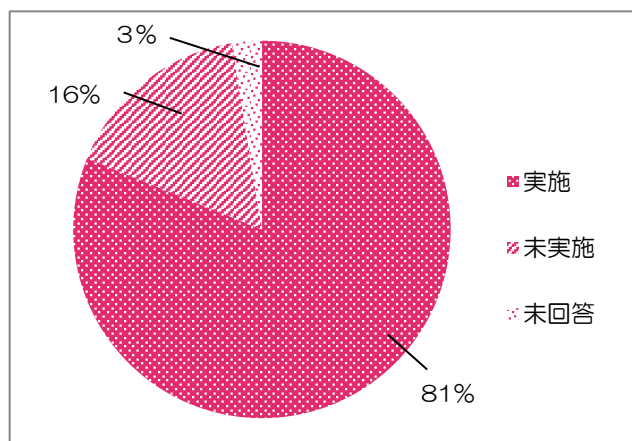
(3) 教育課程の編成にあたって課題と思われることは何ですか。(優先する3項目を選択)



「実態把握」や「指導目標の設定」が課題

- 実態把握とそこからつながる指導内容設定を課題とする回答が多い。
- 学級の編制上いろいろな学年や発達段階の児童生徒がいることでの教育課程編成の難しさを感じている担任も多い。

(4) 「各教科等を合わせた指導」を実施していますか。(理由を記述)



81%の学級で「各教科等を合わせた指導」を実施

(実施の理由)

- 自立に向けた学習
- 体験を豊かにする。
- 興味・関心を引き出す。

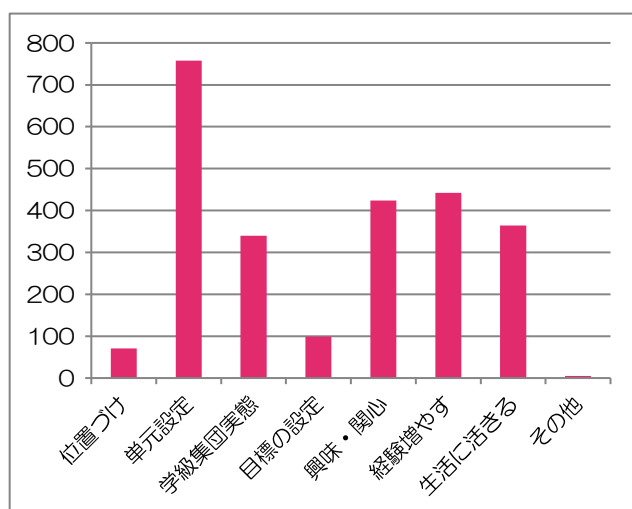
(未実施の理由)

- 自立活動の中で生活単元的な学習
- 勉強不足

※未回答：知的障害のない学級等を含む。

(5) 「各教科等を合わせた指導」を実施している場合、大切にしている視点は何ですか。

(優先する3項目を選択)

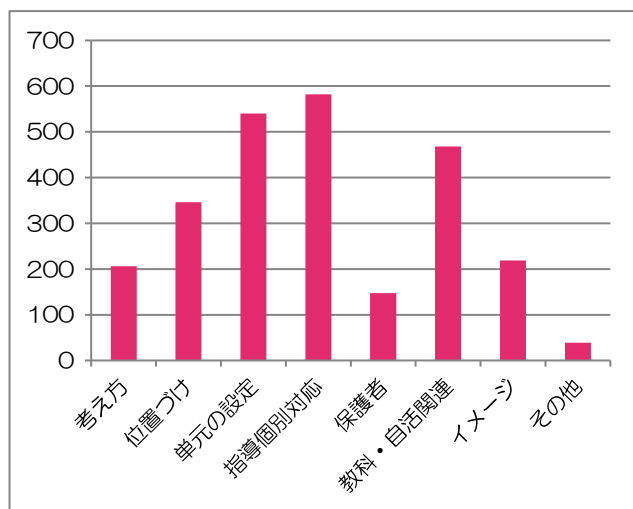


自立を見据えた単元の設定を課題とする担任が圧倒的に多い。

- 授業づくりに直結するところに視点が集中する。
- 教育課程上の位置づけについての意識は低い。

(6) 「各教科等を合わせた指導」を実施している場合、課題と考えることは何ですか。

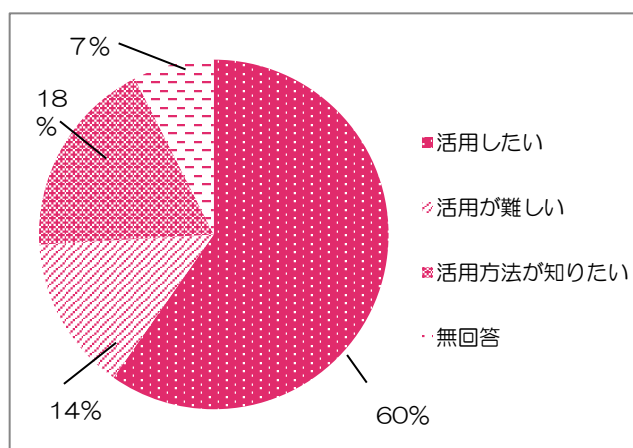
(優先する3項目を選択)



学年や発達段階の異なる児童生徒への対応が課題として多い。

- いろいろな学年や発達段階の児童生徒が在籍する実態より指導の個別対応を課題と考える担任が多い。
- 単元の設定の難しさをあげる担任も多く、児童生徒の実態からつくりあげる単元設定に慣れていない面もあると思われる。

(7) 各校に配付した総合教育センター発行の研究冊子「『各教科等を合わせた指導』ガイドブック」の活用について



(活用したい理由)

- 発達段階が参考になる。
- 具体的な例を参考に活用したい。
- 子どもの実態からの授業づくり
- 考慮する点が活用できそう。
- 基本的なことが学べる。

(活用が難しい理由)

- 個々の実態に合わない。
- 特別支援学級の取組をもっと知りたい。

＜まとめとして＞

「特別の教育課程」編成については、教科書を使用して系統的に教科教育を行ってきた通常の学級担任としてのこれまでの教育課程から発想の転換を促し、教育課程作成へのサポートを行うことが必要であると考えられます。それらを踏まえ、児童生徒に合わせた教育課程を編成する資料として、基本的なことをおさえた「特別支援学級担任のための教育課程ハンドブック」を作成しました。このハンドブックを配付することにより、より教育的なニーズをとらえた教育課程編成へつなげていければと考えています。

一方「各教科等を合わせた指導」の授業モデルとして特別支援学校の授業実践を掲載した「各教科等を合わせた指導ステップアップガイド-学習指導案集-」も京都府総合教育センターホームページに掲載しています。

教育課程編成及び各教科等を合わせた指導の授業づくりの参考資料としてぜひ御活用ください。

＜参考・引用文献＞

- 「小学校学習指導要領」文部科学省 平成 29 年
- 「中学校学習指導要領」文部科学省 平成 29 年
- 「小学校学習指導要領解説 総則等編」文部科学省 平成 29 年
- 「交流及び共同学習ガイド」 文部科学省 平成 20 年
- 「特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 高等部学習指導要領」
文部科学省 平成 29 年、平成 31 年
- 「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」 文部科学省 平成 30 年
- 「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」
文部科学省 平成 30 年
- 「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」 文部科学省 平成 30 年
- 「特別支援学級担任のための手引」 鳥取県教育委員会 平成 22 年
- 「特別支援学級の指導の充実に向けて～実態調査と授業実践の提案～」
島根県教育センター 教育相談スタッフ特別支援教育セクション 共同研究 平成 23 年
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
文部科学省 平成 24 年
- 「『特別支援学級』と『通級による指導』ハンドブック」
全国特別支援学級設置学校長協会編 平成 24 年
- 「特別支援学級及び通級指導教室 教育課程ハンドブック」 奈良県教育研究所 平成 25 年
- 「特別支援学級及び通級指導教室 教育課程編成の手引」 長崎県教育委員会 平成 25 年
- 「特別支援学級担任の手びき」 和歌山県教育センター学びの丘 平成 25 年
- 「特別支援教育ハンドブック」 「特別支援教育ハンドブック」編集委員会編 平成 26 年
- 「特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究成果報告書」
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成 26 年
- 「『各教科等を合わせた指導』ガイドブック」京都府総合教育センター 平成 26 年

特別支援学級担任のための

教育課程ハンドブック

平成 27 年 3 月発行

平成 31 年 3 月改訂

京都府総合教育センター 特別支援教育部

〒612-0064

京都府京都市伏見区桃山毛利長門西町

TEL 075-612-2953（特別支援教育部）

FAX 075-612-3267

このハンドブックは、京都府総合教育センターのホームページにも掲載しています。

http:// www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/